

第30回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年9月7日(火)午後2時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所3階大会議室

3 定数及び現員数 定員16名 現員15名

4 出席委員 14名

1番 小倉哲也

2番 山寄和雄

3番 栗原寛光

4番 陸野光男

5番 小泉勝彦

6番 石川和利

7番 石渡正明

8番 関巖

9番 渡邊美代子

10番 田中幸一

11番 切替一弥

13番 注連野千佳代

14番 時田善夫

15番 中山明

5 欠席委員 1名

12番 渡辺義一

6 出席事務局職員 4名

齊藤事務局長

鈴木主幹

山田主査

高橋副主査

## ◎開 会

令和3年9月7日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。1年間延期されていまして東京オリンピック・パラリンピックも無事と言っていいかは分からないのですが、盛会のうちに終わらして、それに伴いまして、コロナの感染者が今後どうなるかはちょっと懸念される所ではございます。このままなるべく感染者数が減って行って、終息のほうに向かっていてもらいたいなどは思っております。

今日はいろいろ案件がございますので、皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げまして、早速入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。

会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方にはお手元の傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

ただいまより第30回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、12番、渡辺義一委員から本日遅れる旨の報告がありました。

## ◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、栗原寛光委員、4番、陸野光男委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## ◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和3年8月18日付で申請書の提出がありました。申請

内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、後継者もおらず、耕作できないため贈与したいとのことです。譲受人は、自作地に近い  
ため、譲渡人の申出を受け受贈したいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は、三ツ作字五ノ坪です。  
現地を確認したところ、現地は田で保全管理されていました。

総会資料の3ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。  
一部畑地を貸付けしていますが、譲受人は自家消費分の栽培以外の畑地については、地域の担い  
手に貸付けしているためであり、担い手への利用集積に資することから全部効率利用要件上の問題は  
ありません。

農機具等については、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有して  
います。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で415日従事しており、基準の150日以上従事しているた  
め、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、貸付地を除いた耕作面積が266アールであるため、50アール要  
件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、地区担当委員の意見及び現地調査の報告を  
求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。この案件は、9月1日、晩方5時頃、事務局の山田君と2人  
で現地を見に行きまして、話を聞きまして、きれいに草を刈ってあって、毎年、保全管理ということ  
です。譲渡人の人は、この新宅という、分家するときに、実家から1反譲り受けたもので、今現  
在、もう年で後継者もないということで元に戻すということで贈与ということになりました。現場  
を全部見て別に問題ありませんので、皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和3年8月18日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市外の法人が、市内在住の個人から売買により農地の所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、高齢のため譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、野菜種子の研究開発の事業地として購入したいとのことです。

総会資料の4ページの位置図及び5ページの現地写真を御覧ください。場所は、打越字北上原です。現地を確認したところ、現地は畑として利用されていました。

農地法第3条の許可基準についてですが、総会資料の6ページを御覧ください。本件に関連する農地法及び農地法施行令を抜粋した資料を添付しております。本件は、種苗会社の研究拠点に隣接する農地を、種子研究開発の事業地として購入する案件であることから、農地法第3条第2項第1号ただし書の農地の権利移動の不許可の例外である、農地法施行令第2条第1項第1号イ、こちらの一番下の下線が引いてあるところです、に規定する「その権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地における耕作または養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究または農事指導のために行われると認められること」に該当する下限面積等の農地法第3条の許可要件の適用除外による許可申請案件となります。

農地法第3条の適用除外となる条件についてですが、総会資料7ページを御覧ください。譲受人である法人の履歴事項全部証明書が添付されています。法人の目的欄に「種子、苗木、球根の生産及び販売に関する事業」がまず含まれております。

続いて、総会資料8ページから9ページを御覧ください。こちらは譲受人であります法人のホームページを印刷したものです。9ページの右下に記載されておりますとおり、今回許可申請となった農地と同地区内に法人の研究拠点が所在しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1 番、小倉哲也委員。

○1 番（小倉哲也君） 1 番、小倉でございます。ただいま事務局のほうからご説明ありましたように、先月 8 月 26 日午後 3 時に事務局、山田事務局員と帯同し、現地確認を行いました。当日、譲渡人の代理者の立会いの下、現況を確認いたしました。譲受人においては、先ほど説明がありましたように、法人格を持った企業で、野菜の苗、種苗、球根等の試験栽培、それから、それらの生産販売というような事業が行われている企業でございます。農地を数年前から譲受人より借りて耕作をしているという状況でありまして、整地も十分されておりました。これらの農地については、周りの周辺の農地等も法人の所有農地でありまして、作業効率を高めるためにも、この農地が必要であったというようなことを伺っております。特に大きな課題、問題点はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第 1 号の 2 について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

賛成全員でございます。

よって、議案第 1 号の 2 については、許可と決定いたします。

◎議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第 2 号の 1 について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第 2 号の整理番号 1 についてご説明いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人が、市内在住の個人から農地1筆に使用貸借権を設定し、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和3年8月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図を御覧ください。申請地は、昭和中学校の南側約400メートルに位置する農地で、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料11ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画では、二階建ての専用住宅を整備する計画となっております。排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理後、前面の道路の集水桝へ排水し、雨水については雨水浸透桝にて抑制後、オーバーフローした雨水は前面道路の集水桝へ排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料12ページから13ページに建物平面図を、14ページに建物立面図を添付しております。

なお、15ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、担当地区の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。議案第2号についてご説明いたします。8月30日の午後3時頃、事務局、高橋副主査と申請地の現地調査を行いました。この案件については、事務局からの説明にもありましたが、一般専用住宅として転用しようとする案件です。この土地は、○である譲渡人の土地を、○である譲受人が使用貸借権を設定しようとするという案件です。現地は、資料10ページにあるように、畑と一般住宅が混在しているところで、周辺農地の営農条件の支障については、特に問題はないと思われま。

以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われましますので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については、許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号の1 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、市内在住の個人から農地4筆を使用貸借し、農地造成事業を行っている案件であり、令和2年5月8日の農業委員会総会を経て、令和2年6月8日付で、令和3年6月10日までを転用許可期間として、農地法第5条の転用許可を受けた案件でございます。

今回は、転用許可期間を約1年7か月延長し、令和4年12月31日までに計画変更しようとするものです。

なお、本件については、令和3年8月23日に許可後の計画変更承認申請の提出がなされております。

総会資料の16ページを御覧ください。申請地は、○○○○○○○○○○の南側約1キロメートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料の17ページを御覧ください。計画変更に伴う工程ですが、当初計画では、令和3年6月10日までに終了する予定でしたが、これを約1年7か月延長し、令和4年12月31日までに終了する予定に計画変更しております。

計画変更する理由ですが、新型コロナウイルスの影響により造成工事に遅れが生じたことに加え、搬入した土砂をならすには転圧期間が1年必要であると廃棄物対策課から指示されたことから、期間の変更をしようとするものです。

総会資料18ページと19ページに土地利用計画図、20ページに農地復元誓約書、21ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了いたしました。議案第3号の1 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う工期の延長の申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は、省略をいたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

お願いします。

○1番(小倉哲也君) 1番、小倉でございます。当該農地のところの造成工事が完了した場合に、速やかに農地として使用できるように復元するということで確約書をいただいているところですが、この中でカボチャ、トマト、芋という品目、それから栗という品目がありますけれども、その経営内容については、どのような形で進めていくというふうに主に考えていらっしゃるのでしょうか。特にカボチャは露地でできますけれども、トマトも露地ですか。芋というのはサツマイモですか、ジャガイモですか。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局(高橋敦也君) 事務局の高橋です。芋については、芋としか伺っていない状況でございます。

あと、カボチャ、トマトにつきましては、販売計画等については伺っておりません。

以上です。

○1番(小倉哲也君) よろしいですか。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○1番(小倉哲也君) 1番、小倉ですけれども、この経営計画、何か非常に曖昧な形だと思うのですが、基本的には作付計画、こういったものは踏襲していらっしゃるのでしょうか。

○議長(小泉勝彦君) どうぞ。

○事務局(高橋敦也君) 事務局の高橋です。はい、昨年の申請におきまして、作付計画書のほうの提出がございました。

以上です。

○1番(小倉哲也君) 1番、小倉ですが。

○議長(小泉勝彦君) どうぞ。

○1番(小倉哲也君) 先ほど芋ということでありまして、作付計画の中に、この芋というのは何月から何月まで入っているとか、そういった作付計画書というのはできていらっしゃるのですか。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局(高橋敦也君) 事務局の高橋です。昨年の作付計画書を見てみますと、5月から10月となっておりますが、今回の誓約書につきましては、工期が変更になったことから、7月から12月となっております。

以上です。



○議長（小泉勝彦君） はい。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉でございます。作付計画については、どちらかこの指導を受けて計画書をつくられたのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。申し訳ございません、そこにつきましては、確認は取れておりません。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉でございます。これは、復元する場合に農地として活用できるような形で、きちんとした作付計画をもう少し煮詰めて指導していただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。伺ったご意見を意見書に付して県のほうに進達したいと考えます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） はい。ありがとうございました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

お願いします。

○8番（関 巖君） 8番、関ですけれども、今の資料20ページの復元誓約書の下の作付内容のところ、4筆あるうち〇〇〇番だけが畑になっていて、ほかは地目は山林の地目になっています。山林を土砂を搬入した後、農地というか、農地にするという計画なのですけれども、これは埋め立てる前も、この山林の場所は農地だったのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。農地転用許可申請においては、地目上は農地であることと、農家台帳に登載されている地目が現況農地ですと、農地転用許可申請が必要になります。こちらにおきましても、〇〇〇から〇〇〇番〇におきましては、農家台帳に登載されている農地でしたので、農地転用許可申請が出されたものとなります。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

お願いします。

○13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。これは、耕作されるのはこの譲受人ということですよ  
ね。

○事務局（高橋敦也君） 譲渡人になります。

○13番（注連野千佳代君） 譲渡人の方が耕作されると。

○事務局（高橋敦也君） はい。

○13番（注連野千佳代君） なるほど。よく世間からもお話があるように、これは作付開始が令和4年  
の7月からになっておりますけれども、この後7月以降で確認なんかは事務局のほうでされるという  
ことでよろしいのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。農地の造成が終わりましたら、復元報告書が提出されま  
す。農地造成の規模から、この案件は運営委員会に諮った案件であるため、復元報告においても運営  
委員会にて審議される案件かと思っておりますので、運営委員の皆様と事務局で確認することとなります。  
以上です。

○13番（注連野千佳代君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○13番（注連野千佳代君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） では、質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたしました。

◎議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につい  
てを議題といたします。

議案第4号につきましては、11名の地権者より農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願

の申請があり、前回の総会時にて継続審議となった案件となります。

議案第4号の1ないし議案第4号の11の議案については、関連がありますので、一括して説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第4号、整理番号1から整理番号11についてご説明いたします。議案の4ページから8ページを御覧ください。

本案件は、先ほど会長からご説明がありましたとおり、前回総会において継続審議となった案件となっております。案件の概要について、再度説明させていただきます。本案件は、袖ヶ浦市久保田及び代宿地先の農地23筆、計2万897平方メートルの農地について、市内及び市外の11名の土地所有者から農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明を求める、つまりは非農地であるということの証明を求める旨の願出書の提出があったものです。

総会資料22ページの位置図を御覧ください。申請地は、久保田浜宿団地の南側約300メートル、椎の森工業団地の西側、約200メートルに位置する一団の農地です。

総会資料23ページを御覧ください。こちらは、千葉県農地転用事務指針を抜粋したものとなります。今回の案件については、願出書の内容に基づき、1の真ん中辺り、対象地の（4）、既に現況が農地または採草放牧地以外の土地になっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、法第51条の規定による処分や関係行政機関からの勧告を受けていないもの。〔注〕といたしまして、「既に現況が農地または採草放牧地以外の土地になっていることが明白なもの」とは、建物敷地、植林用用地などのように利用形態が明確なものをいい、長期間耕作されずに放置された土地で単に雑草・灌木類が自生している状態のものは該当しない」となっております。農地法の規定に基づく許可を要しない土地に該当するかどうか、つまり農地であるか、非農地であるかということにつきまして、袖ヶ浦市農業委員会としての意見を付して、千葉県に送付するための審査を行う案件となります。

なお、千葉県に送付後は、県の現地確認を経て、最終的な判断が行われることとなり、非農地と認められた場合には、認定のあった農地について、法務局で地目変更や所有権移転を行う際に、農地法の許可が不要となります。

総会資料の24ページから34ページを御覧ください。証明願の写しを添付しております。申請地は、平成18年から平成21年度にかけて一時転用の許可を得て、農地造成事業を行い、農地への復元を完了させ、県の完了確認を受けている農地です。また、一部農地は平成28年度から令和2年度にかけて再度農地造成事業を行っており、こちらも県の完了確認を受けています。この農地について、農地法に規定する農地には該当しないとして、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明を求めるとのことです。それぞれの農地の位置については、別添のA3サイズ図面、議案第4号追加資料を御覧ください。

ださい。

総会資料35ページから36ページには現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しました。

本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、運営委員会の内容についてご報告させていただきます。

議案第4号の整理番号1から11につきましては、農地造成を行った後の農地について、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明を求める願出書の提出があったものです。9月1日に運営委員会を開催し、代理人などの同席の上、現地調査及び申請内容の審査を行いました。現地調査については、午後1時50分頃、運営委員、会長、地区担当委員及び事務局において代理人等の立会いの下、申請地である農地を確認いたしました。

現地は、農地造成時に積まれていた良質な土についての質問がありました。どこにやったということ、質問がありましたけれども、今回の申請地とは別のところに埋めてしまったとの回答がございました。その後、2時40分頃から農業センター講習室において審査会を開催し、申請内容や申請を行った経緯について審査を行いました。審査会では、事務局からの申請内容の説明を受け、委員からの質疑を求めました。委員からの主な質疑内容ですが、今回の証明で非農地となった場合、以外の地目に変更した場合、土地の利用計画はあるのかと質問がございましたが、現時点では具体的には計画はないが、資材置場などとして利用する可能性はあるとの回答がございました。

この案件は、1年前にも見に行ったときに、栗を植えて、きれいにするとということでございましたけれども、たった1年ぐらいいもう非農地にしてくださいということは、虫がよすぎるのではないかとということで代理人の方にも質問をしましたところ、そう思われても仕方がないという回答がございました。それで、運営委員会による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて申請地は農地であるということに決定いたしました。

私からの報告は、以上になります。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。ありがとうございました。

説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

お願いします。

○8番(関 巖君) 8番、関です。事務局にお伺いしますが、今この土地がおとし、令和元年に、地権者から造成者の〇〇〇〇〇〇〇に売買されて、同日に〇〇〇〇〇〇〇になっているのですが、農業法人でない、これらの会社がこの農地を買えるかどうか、1点お伺いします。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。ただいま関委員よりご質問があった件についてですが、原則としましては、農地所有適格法人でないと農地の所有権を取得することはできません。ただ、ちょうど本日農地法第3条の2点目にありましたように、例えば福祉の施設が作業療法などとして入園者に作業させるために必要であるとか、種苗会社が種子の研究などに必要である場合などというように、その会社が行っている業務において、どうしても必要な農事指導や種苗とか、そういったものに必要なものについては持つことは可能という形ではありますが、この前の運営委員会で聞き取り、質疑が、応答のあった中身におきましては、今回のその会社につきましては、現在のところ、そういった農業関係の農地としての耕作地が必要な農地であることは確認できておりませんので、農地のままの形で耕作目的での取得はできないものと見込まれます。

以上です。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 追加の補足になります。土地の所有権、土地の売買については、民法で規定されております売買はできますが、農地法の許可を得ないと所有権移転ができないという形になりますので、登記簿上、所有権のほうは移っておりません。

以上です。

○議長(小泉勝彦君) どうぞ。

○8番(関 巖君) 8番、関です。今の説明ですと、売買はできるけれども、所有権移転はできないということなのですか。

○議長(小泉勝彦君) 事務局、お願いします。

○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。民民、民間同士の所有者との間で相対で行っているものにつきましては、こちらのほうでは把握はできませんが、ただし、こちらのほう、農地につきましては、法務局において正式な所有権を変更する際においては、要は先ほど言った農地所有適格法人などの一部の例外を除いて、法人が農地の所有権を正式に取得することはできないという形になります。なので、例えば仮登記などがついていても、それを正式に所有権を移転すること、登記上の所有権移転ということは原則できないという形になります。

○議長(小泉勝彦君) どうぞ。

○8番(関 巖君) 半分分かったような。この土地、さっきも言いましたように、令和元年の8月9日に今までの地権者から〇〇〇〇〇〇〇〇に仮登記という形で所有権が移って、それで同じ、同日8月9日に〇〇〇〇〇〇〇〇から現在の〇〇に移って、そして売買、これは買っているのですよね。だか

ら、売買はしているのですけれども、所有権は正式には移っていないということなのですよね。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（山田尚史君）　事務局、山田です。まず、登記上の仮登記は、正式に所有権が移ったものではございませんので、あくまでも現時点では所有者は今回の申請者たち、要は個人所有地となっております。仮登記などにつきましては条件がついていることもありますが、その辺りにつきましては、登記簿上の話となってしまいますので、ちょっと記載情報などについては、ちょっとこちらからですと、細かいことについては申し上げられません。

○議長（小泉勝彦君）　よろしいですか。

○8番（関　巖君）　では、売買して新たなお金は移っているけれども、名義は元の地権者の名義のままであるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（山田尚史君）　事務局、山田です。実際の金銭の授受につきましては、こちらのほうではちょっと確認ができませんので、お答えすることができません。申し訳ございません。

○8番（関　巖君）　では、所有権は、今の元の地権者。

○事務局（山田尚史君）　所有権は、あくまでも登記にありますとおり、現在の申請者の個人の方の名前となっております。

○8番（関　巖君）　はい。

○議長（小泉勝彦君）　よろしいですか。

○8番（関　巖君）　はい。

○議長（小泉勝彦君）　どうぞ。

○3番（栗原寛光君）　3番、栗原です。先ほどの登記の件なのですけれども、これは、今回の資料23ページ、千葉県農地転用関係事務指針、この3番の留意事項、ここに記載されたとおりではないでしょうか。「不動産登記法における登記手続の運用を妨げるものではない」、これによって仮登記がされたのではないかなど。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（山田尚史君）　事務局、山田です。ここの部分の留意事項部分は、その農地の地目を畑とか、田んぼから、例えば山林とか宅地などに地目変更を行う際の記載となっておりますので、所有権の移転につきましては、農地法の3条などにおきまして、農地の所有権の移転決定などに際しては、農地法による許可、条件、いつも農地法3条におきまして、適用されています要綱などを、要件など満たしていない場合には認められないという形で農地法において定められておりますので、所有権ではなくて、こちらは地目変更。要は農業委員会の証明につきましては、非農地であると判断された場合には、これをもって、地目変更がまずできるようになるというものだと思っただけければ。地目変更がされた場合には、この農地は農地法の網のかかった農地ではなくなるという形になりますので、要は非

農地であると認められた後の土地という形になりますので、その後に所有権の移転など行う場合については、要は農地法では農業委員会における申請などが必要となるという形になります。けれども、まずは地目変更を行うための申請であると思っただけだと考えております。

以上です。

○1番（小倉哲也君） よろしいですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○1番（小倉哲也君） しかるに、この土地については、所有権は地権者のままであるということですよ。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。はい、そのとおりでございます。

○1番（小倉哲也君） そうすると、この申請人、〇〇さんですけども、この申請者はどういう立場の方なのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。土地の所有者としまして、自己の所有する土地について、この土地が、要は非農地であるという証明ですね。非農地であるという証明を得たいという。証明になりますので、この申請者については所有者として申請しているという形になります。

以上です。

○1番（小倉哲也君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） では、質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

お願いします。

○8番（関 巖君） 8番、関です。この申請が非農地としての許可を求めるものですが、非農地にすることに反対する立場から討論をします。

理由が幾つかありますが、配付されたこの地図、ここにあるように、農地は瑞季が買い取って仮登記をしている。つながる山林は、既に瑞季が買収をして瑞季の土地になっているということで、かなり広い面積、瑞季が所有してあります。運営委員会で今後の予定はと聞いたら、まだはっきりしていないということなのですが、何か、事業目的で農地にするのであろう。そのために、これだけ広大な土地を持っている。一般に農地を農地以外に、例えば宅地とか駐車場とか、農地以外にしたいという場合には、農地法第5条、農地転用の申請を出すのが一般的というか、普通であります。第5条で出すときには、これ、これ、こういう目的で、こういうふうに使いたいということを明確に宅地とか、工場の計画だとかですべきところなのですが、今回の申請は、そういう形を取らずに非農地にし

てくれと。非農地にすれば、もう農業委員会に関係なく、どんな形でもできるということになります。ご承知のように、この造成地の下には浜宿団地という大勢の人が住んでおります。この土地がどう使われるかということは、周辺の人にとって非常に大きな問題ということですので。やはりこういう申請は第5条です、これ、これ、こういう農地転用のために使いたいという申請をするのが筋というか。ということで、こういう形での申請は好ましくない。その理由が第1点です。

第2点ですが、地権者が申請人で、理由はですね、ここに書かれた理由が書いてありまして、もう農地として適さないと、簡単に言えばそういうことです。ですから、非農地にしてほしいということなのですが、この造成を行う際の事業計画として残土で埋め立てて、最後に表土、農地に適する土として表土1メートルの良好な農地で敷きならすという計画書を出してあって、農地にするという申請で埋立ての特定事業が許可されています。これは、農地を地権者としては当然埋め立てる前提が農地に復元するという、そういう目的で造成を行ったにもかかわらず、表面の土が農地に適さないとか、栗が育たないというのは、造成をした目的どおりに地権者が行っていないという結果、こうなったということですので、このような努力もしないで農地でないという理由は通らないのではないかと。これが2つ目です。

3つ目として、先ほど農地の売買の件を話をしましたけれども、この埋立て完成がしたのが今年の7月で、この委員会で完了検査の審議をしました。売買がおとし、令和元年です。造成して終わりもしないうちに、農地を第三者に売るといふ。仮登記、先ほど質問しましたけれども、名義は今でも地権者ですが、仮登記にせよ、売買をするということは地権者として、もうおとしの時点で農地としての耕作をするという意思も持たなかったというふうを受け止められます。そういうことをしておいて、今回農地に適さないというのも、これは筋が通らないのではないかと考えております。

次、第4点ですが、それと関連しますが、今年の完了検査のときに、やはり表土の問題があって、農業委員会として良好な土を入れるようにという意見が出て、それを県に進達をして、県から地権者に対して良好な土を入れなさいという指導があったと思いますが、その指導にも従っていない。従ってなくて、ただ農地に適さないということも筋が通らないのではないかと考えます。

5つ目ですけれども、今年の5月に〇〇〇で、やはり土砂を搬入して栗を植栽するという計画でして、実際栗を植栽をしたけれども、動物の被害とか、うまく育たないということで山林にしたいという申請が出されました。このとき、この総会では、やはり栗をきちっと植えるという努力をした形跡が見られないということで、きちんと植樹するという姿勢を示しなさいというような理由で、農地を山林にしたいという申請を認めていません。農地のまま。それと同じような、今回同じような案件であると思います。

それから、6つ目に、事務局から資料の提出がありましたけれども、非農地にするものの千葉県の手引、ここで長期間耕作されずに雑草、灌木の自生による土地は、非農地には該当しないという、こういう手引があって、まさにこの土地は長期耕作されないで、雑草や灌木が自生していると



いう土地で、これを非農地とすることには該当しないという、この事務指針からいっても、非農地にすることはできない。

以上6つの理由から、これを非農地とすることに反対の討論をいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） どうもご苦労さまです。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第4号について、採決をいたします。

議案第4号の1について、農地であると判断する方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については、農地法の許可が必要な農地であるとして知事に意見を付して申請書を送付します。

次に、議案第4号の2について、採決をいたします。

議案第4号の2について、農地であると判断する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号の2については、農地法の許可が必要な農地であるとして知事に意見を付して申請書を送付します。

次に、議案第4号の3について、採決をいたします。

議案第4号の3について、農地であると判断する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号の3については、農地法の許可が必要な農地であるとして知事に意見を付して申請書を送付します。

次に、議案第4号の4について、採決をいたします。

議案第4号の4について、農地であると判断する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号の4については、農地法の許可が必要な農地であるものとして知事に意見を付して申請書を送付します。

次に、議案第4号の5について、採決をいたします。

議案第4号の5について、農地であると判断する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） よって、議案第4号の5については、農地法の許可が必要な農地であるものとして知事に意見を付して申請書を送付します。

次に、議案第4号の6について、採決をいたします。

議案第4号の6について、農地であると判断する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号の6については、農地法の許可が必要な農地であるとして知事に意見を付して申請書を送付します。

次に、議案第4号の7について、採決をいたします。

議案第4号の7について、農地であると判断する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

賛成全員でございます。

よって、議案第4号の7については、農地法の許可が必要な農地であるとして知事に意見を付して申請書を送付します。

次に、議案第4号の8について、採決をいたします。

議案第4号の8について、農地であると判断する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の8については、農地法の許可が必要な農地であるとして知事に意見を付して申請書を送付します。

次に、議案第4号の9について、採決をいたします。

議案第4号の9について、農地であると判断する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号の9については、農地法の許可が必要な農地であるとして知事に意見を付して申請書を送付します。

次に、議案第4号の10について、採決をいたします。

議案第4号の10について、農地であると判断する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号の10については、農地法の許可が必要な農地であるとして知事に意見を付して申請書を送付します。

次に、議案第4号の11について、採決をいたします。

議案第4号の11について、農地であると判断する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号の11については、農地法の許可が必要な農地であるとして知事に意見を付して申請書を送付します。

1時間過ぎましたので、ここで休憩を10分ほど取りまして、3時10分から再開したいと思います。よろしく願います。

休 憩

再 開

○議長（小泉勝彦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第5号 令和3年度第6次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 令和3年度第6次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第5号 令和3年度第6次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第5号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をいただくものです。

それでは、議案第5号の7ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が2件で、全て農地中間管理事業のものとなっております。利用権設定を受ける方の農地が合計77.03アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから6ページに記載のとおりとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。協議報告第1号についてご報告いたします。議案9ページを御覧ください。本件は、農地法第4条第1項第8号の規定により農地転用の許可の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和3年7月1日から7月31日までで、1件でございます。

続きまして、協議報告書第2号についてご説明いたします。10ページから12ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和3年7月1日から7月31日までで、4件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

#### ◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入りますが、前回の総会時に関委員より、蔵波字中六地先の転用案件について説明を求めのご意見がありました件について、事務局より説明の申出がありましたので、事務局長より説明していただきます。

齊藤事務局長。

○事務局長（齊藤明博君） 事務局の齊藤です。5月の総会に諮りました蔵波字中六の集合住宅建設に係る農地転用について、当時のご説明に重複している事実が判明いたしましたので、その経緯とおわびを申し上げます。5月の総会当時は、当該農地についての指導の経緯についての文書の存在が明らかになっておらず、その旨の説明ができませんでした。ここに深く反省し、おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○事務局（鈴木良宏、山田尚史 高橋敦也君） 申し訳ございませんでした。

○事務局長（齊藤明博君） お配りいたしました資料に基づいて説明をいたします。こちらの資料につきましては、情報公開請求があり、既に開示をしております。時系列によりご説明いたします。こちらの土地については、平成9年12月25日に農地転用許可申請が提出をされております。建設発生土については、地下鉄永田町駅付近の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇建設工事によるもので、発生量が25万立米、土質調査は25項目において建設発生土といった証明書が添付されております。こちらについては、翌年、平成10年1月21日の総会において許可相当と判断されております。その後、千葉県の方に進達され、平成10年3月20日に農地転用が許可となっております。

続いて、平成10年7月16日に当時の農業委員会のほうから農地の転用違反についての勧告書を発行をしております。また、7月27日には土砂等の埋立て等の停止命令書を当時の市の環境保全課から発行をしております。その後、ここからは、開示請求文書になりますけれども、会議のほうも、第1回目の会議が7月の28日に開催をいたしました。こちらには県の農地課、県の産業廃棄物課、こちらには実際の申請者と関係人と市の農業委員会、市環境保全課職員が出席をして行っております。会議録のほうでは、申請会社は、埋立ては関係人のほうが行っているということで、申請はその関係人が全てやっているというような主張をしていること。このときに、排水を採取して市のほうで分析をするということになっています。

また、当時、農地転用違反を知りながら、地主に言われて高く埋立てをしたというお話があったという記載がございます。そして、違反している部分の撤去を求めたところ、1週間の猶与をくださいと言われたので、8月5日に会議を再度行うということで、このときに会議は終了しています。

続いて、8月の5日です。このときは、県の農地課、県の産業廃棄物課、関係人、土地の所有者、市農業委員会、市環境保全課職員が出席して会議を行っております。この場で関係人からは是正図面が提出されましたが、さらに土を搬入する計画となっております。土地の所有者からは、これ以上、土砂が搬入しないことが求められています。こちらの提示していただいた図面のほうが、土地所有者との協議が済んでいない状況で持ってきているため、その後、土地所有者と話し合いをして、8月の18日に打合せを行うということで、このときは会議が終了しています。

続いて、8月の18日ですが、このときは、県の農地課、県の産業廃棄物課、君津支庁の産業課、関係会社と関係人、土地所有者、市農業委員会、市環境保全課の出席の下で会議を行っております。関

係人のほうから、図面を再作成して土地所有者に説明をした旨の報告がありまして、現在堆積している土砂は軟らかいので、硬い土を盛土させてほしいという話がありました。県の農地課からは、2メートルで許可しているものが10メートル近くまで埋め立てられているため、これ以上、土砂が搬入しないこと、軟らかい土砂は撤去することを求めています。

また、農地法に基づき、改善計画の変更申請を行うこと。無許可で埋めた農地の許可申請を行うよう求めています。県産業廃棄物課のほうからは、申請会社に対して、県の残土条例に該当する案件となっているが、既に搬入しているため追認はしないけれども、許可申請と同等の書類を提出するよう求めています。

君津支庁の産業課のほうからは、優良農地林地保全特別措置要綱に基づく、事前協議の計画書を提出すること、森林法に基づく顛末書の提出を求めています。

そして、次の会議が8月の27日に開催されております。4回目になります。このときには、県の農地課、県の産業廃棄物課、君津支庁産業課、関係会社、土地所有者、市の農業委員会、市環境保全課、市の経済振興課が出席の下に会議を行っております。関係人のほうから事業区域の変更の申出がありました。このとき、2社関係会社がございまして、申請会社がございまして、1社のほうについては、市残土条例による許可申請をしているが、申請どおり、事業区域を戻す意向であることを確認しております。しかし、既に土砂が搬入されている状況であったため、再度図面等を作成し直し、事業区域へくいを打つことを市環境管理課が求めています。

県産業廃棄物課からは、前回会議と同様に追認はしないけれども、申請書と同等の書類を提出すること。詳細について打合せをするので、県のほうに来庁することを求めて、9月1日出向くということで会議のほうは終了しています。

最後の会議になりますが、平成11年の2月26日になります。5回目になります。出席者は、県の農地課、県の産業廃棄物課、君津支庁産業課、関係会社、関係人、土地所有者、市農業委員会、市環境保全課出席の下で行われております。2社のうち、1社のほうの埋立てが終了していないことを確認しています。関係人のほうから、畑の出入りが困難になるため、さらに埋立てをしたいとの申出がありましたが、土地所有者はこれを拒否し、崩落防止対策をすることを求めています。

県の農地課からは、一度事業を終了させるよう指導がありました。また、農地への復元方法と赤土を入れるのであれば、高さが高くないよう土砂を撤去してから入れるよう指導がありました。

市の環境保全課からは、残土条例の許可基準を過ぎているので手続を行うよう指導がありました。

隣接地権者からは、埋立てにより水がたまるので、杉の木が枯れかけていること。そして、進入路を造る際に、勝手に木を伐採されたとの主張があり、県の産業廃棄物課から事業区域内の土砂の撤去と排水対策を講ずるよう指導がありました。

また、県残土条例に基づく申請がなされていない状況だったので、提出するよう指導がありました。県の農地課からは、農地法の許可申請が行われていない農地があるので、手続を行うよう指導があり

ました。

書類のほうから、分かるものが今申し上げたとおりでございます。

そして、蔵波区長と隣接土地所有者の代表者の連名で要望書が提出されておりまして、こちらのほうも資料のほうに、要望書の部分だけですけれども、つけさせていただきます。要望事項が6点ありますけれども、農業委員会の所掌に関わるものは、次の2点です。1点目は、農業委員会総会において、再審議を求めるものです。もう一点は、是正計画の確認についてでございます。それぞれ別添の回答書により回答をしておりますので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、1点目の農業委員会で再審議することについては、本日の総会において事実関係の報告の上、再審議することについてお諮りいたします。とお答えさせていただきたいと思いません。そして、是正計画を確認することについては、この件に関する平成10年度の会議と報告書により、千葉県農林部農地課が指導を行っていることを確認いたしました。このため、君津農業事務所に是正指導の計画について確認をしたところ、当時の資料がなく、把握できていないとの回答がありました。という回答をさせていただいているところでございます。

本案件につきましては、君津農業事務所に相談をしておりますけれども、農業委員会において再審議を行うことについては、特に法令、規程類にはなく、市の農業委員会の判断となる旨の回答をいただいております。仮に市の農業委員会において再審議した結果、前回の決定と異なる結果となったとしても、その結果のみをもって、県のほうで再審議することはないと伺っております。また、埋立てに関しては、先ほどの会議録から県の産業廃棄物課、現在の廃棄物指導課から県の残土条例に基づく許可申請書を提出するよう求めています。その後の対応について、現在のところ確認ができておりません。また、開発許可を行った君津土木事務所においても、廃棄物指導課との調整を行っているということを市の都市整備課のほうから伺っております。現状を申し上げますと、まだはっきりとしていない部分がある中で、再度審議をするかどうかといったところが問題となってくるのですけれども、以上のことから、県の動向が判明したら、再度審議をするかどうかというご判断をいただく形で皆様にご提案を申し上げます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

事務局長の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関ですけれども、今配られた資料の一番最後のところで、要望についての回答というところで出ています。それで、この他部署、ほかの部署から回答いたしますというのは、もうこれは全て、全部もう回答は終わっているのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

- 事務局長（斉藤明博君） はい。こちらについては、市長名で回答のほう提出しております。基本的には、本市の農業委員会のほうでお答えするのはどうかなというところもあったのですが、一定等の資料を開示することについてというところについては、基本的に情報公開請求をしてくださいというような内容を回答しているところです。当時の検証を求めることについてというのは、君津土木事務所のほうに、本件の内容を説明した上で、こういう要望が出ておりますというふうな話で来ております。ちょっと今日はお持ちしていないので、あれなのですけれども。
- 8番（関 巖君） ちょっと分かりにくいのですけれども。回答の1番は、これは農業委員会、これからどうするかというのはいいとして、2番目の巡回日誌等の開示については、情報請求、公開請求をしてほしいという回答をしたということですか。
- 事務局長（斉藤明博君） そうです。はい。
- 8番（関 巖君） では、まだ開示はしていないという。
- 事務局長（斉藤明博君） こちらは、ちょっと開示をしたかどうかというのは、まだこちらは分かっていないのですけれども、まだ行っていないものと思われま。
- 8番（関 巖君） 分かりました。では、3番の開示も、廃棄物対策課からは情報公開でやってほしいという回答をしたと。まだ開示していないのではないかと。
- 事務局長（斉藤明博君） これも、まだ開示していないと思います。
- 8番（関 巖君） 4番目も、同様ですか。
- 事務局長（斉藤明博君） はい。4番目も同様です。
- 8番（関 巖君） 5番目が……5番目は先ほど説明あったので、もう一度ちょっと言ってください。
- 事務局長（斉藤明博君） 5番目のほうは是正計画を再度確認して開示してほしいということなのですけれども、こちらについて、当時、県の農地課のほうから指導がなされておりましたので、今担当している君津農業事務所のほうに、そういった記録が残っているかという確認をさせていただいたところ、当時の資料がないのでというお答えがありましたので、このような表現をさせていただいています。
- 8番（関 巖君） 6番目の工事の停止を求めることについては、都市整備課はどういう回答。
- 事務局長（斉藤明博君） 許可権者自体が、開発につきましては、君津土木事務所になりますので、会議録のほうを、こういうものがありますということでお示した上で、どういうふうにするかといったことを君津土木事務所のほうで協議をしていただきたいというような内容にたしかになっていたのではないかと。市のほうで工事を止めることは基本的にできないということですので。
- 8番（関 巖君） 市で、工事を止めるのは県だから、県で協議をしてくださいと、今言っているということですか。ちょっとその辺が。
- 事務局長（斉藤明博君） ちょっとあやふやに答えてしまいますと、またあれなので、ちょっと今調



べてお答えしたいと思います

○8番(関 巖君) はい。

○議長(小泉勝彦君) では、今資料を持ってくるそうなので、ほかに質疑はございますか。

○9番(渡邊美代子君) すみません。

○議長(小泉勝彦君) はい。

○9番(渡邊美代子君) こういう何かするときに、土地の周りの人と話をしましたかとありますよね。大体、はい、しました。周りの人等はオーケーしてくれましたみたいなことが書いてあったと思うのですよね、このときにもう。周りの人と話しましたという。でも、こちらのところを見ると、全く知らないうちにというふうになっているので、その確認というのは、こちらからすることはできるのですか。ちゃんと話を聞きましたかというような感じで。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局長(斉藤明博君) 当時の隣接同意ということでよろしいのですね。

○9番(渡邊美代子君) ではなくて、今回の。

○事務局長(斉藤明博君) 今回のですか。

○9番(渡邊美代子君) はい。

○事務局長(斉藤明博君) 今回の隣接同意につきましては、隣接者が農地に関してはお一人しかいなかったもので、そちらの方からは同意書が添付されていました。今回、平成10年当時に埋めたのは農地だけではなくて、山林を埋めていますので、その山林の境までどうやら土砂が入ってしまっているのではないかというのは会議録のほうから読み取れるということになっています。

○9番(渡邊美代子君) そうすると、やっぱり……。はい。すみません。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○9番(渡邊美代子君) 結局、農地のところは聞けるけれども、そのほかのところというのは全然分からないということですか。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局長(斉藤明博君) 事業区域全般となりますと、山林と農地になります。それで、一番土地所有者の方とかとトラブルが発生していたのが、山林と山林の境の土の問題があったので、そっちの大本となる山林と農地を含めた埋立てに関しては、会議録のほうでは、何度も申請を出してくださいねと県の職員の方が言っているのですけれども、これも出たかどうかが分からないような状態です。こちらのほうの出すときには、恐らくは隣接同意が必要ですよとかいうのがあったのかもしれませんが、ちょっと農業委員会のほうではそこら辺が確認ができないと。

○9番(渡邊美代子君) はい。分かりました。

○議長(小泉勝彦君) ほかに何かご質問ございませんか。

はい。

- 15番（中山 明君） 15番、中山です。今現在の工事はどのぐらいまでやっているのですか。何も見  
ていないけれども。
- 議長（小泉勝彦君） 分かる範囲で。お願いします。
- 事務局長（斉藤明博君） ちょっと私の情報古いかもしれませんが、事業区域内の道路が舗装  
が終わっている状況です。
- 15番（中山 明君） 舗装が終わっている。
- 事務局長（斉藤明博君） 私が、今まで確認したのは、敷地内の造成工事を進めているようです。ま  
だ建物は建っていないと。
- 議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。
- はい。
- 15番（中山 明君） 15番、中山です。今現在も工事はやっているのですか。
- 議長（小泉勝彦君） お願いします。
- 事務局長（斉藤明博君） 工事のほうは、恐らくは進められているのではないかとは思いますが、あ  
る程度、切りのいいところまでやったら、取りあえず、まだ道路のほうの検査ができていない状況だ  
そうですので、そこで一旦ちょっと止まるのではないかなということがあると思いますけれども。
- 議長（小泉勝彦君） お願いします。
- 10番（田中幸一君） 平成11年の2月26日の会議以降、何もないのでしょうか。是正しますとか、市  
に伺いますとか、継続されているような感じに読み取れるのですけれども。
- 議長（小泉勝彦君） お願いします。
- 事務局長（斉藤明博君） 農業委員会のほうで見つかった書類はこれしかなくてですね、この後の指  
導なり何なりの経過を記録したものがちょっとない状態なのです。
- 10番（田中幸一君） どうしてないのですかね。
- 事務局長（斉藤明博君） その理由は、ちょっと定かではないのですけれども、農地の転用違反につ  
きましては、今でも市のほうで一応勧告をしたりとかはするのですけれども、最終的には県のほうに  
報告を上げます。それで、県のほうから指導を入れてもらうということで、このときの会議で、県の  
農地課の方が来ていただいて、実際報告しているような形になっていますので、当時の農業委員会と  
しては県のほうで指導してもらえるものだという認識があったかもしれないです。
- 議長（小泉勝彦君） よろしいでしょうか。では、この後は……
- 1番（小倉哲也君） ちょっとよろしいですか。
- 議長（小泉勝彦君） はい。
- 1番（小倉哲也君） 確かに行政系流れとしては、廃棄物対策課がこれを多分主として対応を図って  
いくかと思うのですけれども、市も当然我々の農業委員のほうについては、転用許可とか申請とか、  
その審査というような業務割当てがあるのですけれども、やはり違法な埋立て、そういったものにつ

いては、この間、市の産業廃棄物の担当課のほうからお話がありましたけれども、そういった対応は、市の産業廃棄物対策課がやっていきますよと。農業委員会は、その違反の確認を取った場合には早急に連絡してほしいというようなお話がありましたよね。だから、そういった中で、やはり農業委員会のほうでは、この報告書はこれしか見当たらないけれども、廃棄物対策課のほうの報告書というのは確認が取れないのですか。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局長（斉藤明博君）　当時、廃棄物対策課のほうに、うちのほうにあった会議録をお持ちして、このような出てきたけれども、記憶はあるかということでお話をしたのですけれども、こちらのほうもちょっと見当たらないということなのです。

○1番（小倉哲也君）　よろしいですか。

○議長（小泉勝彦君）　はい。

○1番（小倉哲也君）　1番、小倉ですけれども、そういった書類等については、大体10年から20年たつと、もう廃棄するというのが結構あると思うのですけれども、やはりそういった形でやっぱり書類というのはなかったのですか。そうではなくて、もともとなかったのですか。その辺のところははっきり分からないので。

○事務局長（斉藤明博君）　いや、ちょっとそちらについては、こちらでは分かりません。

○1番（小倉哲也君）　分からない。

○事務局長（斉藤明博君）　はい。

○1番（小倉哲也君）　県のほうでも分からない。君津農業事務所のほうは、そういった書類が見当たらないという回答を寄こしたみたいですが、県のほうも分からないと。

○事務局長（斉藤明博君）　会議の記録は君津農業事務所にあったそうなのですが、その後の指導に関する文書というのがちょっとないです。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○3番（栗原寛光君）　3番、栗原です。農地の違反転用で行われて、これが結果的に申請と違っていたということで、是正しろという指導をしていたのは、今まで分かるのですが、この指導による効果がなかった。その場合に、今後どのような対策を、この分について対策をできるかできないかも含めて教えていただけませんか。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局長（斉藤明博君）　現状ですと、県の農地転用の許可が下りている状況ですので、農地法違反という状況は、今解消してしまっている状況になっています。ただ、その決定が変われば、また農地に戻すというような指導が復活する可能性も、もちろんありますけれども、そこら辺はちょっとどうなるかは、まだ分からない状況ですので。

○議長（小泉勝彦君）　よろしいですか。

○事務局長（斉藤明博君） では、もう一点、先ほど関委員のほうからご質問があった件です。工事の停止を求めることについてということは、当該開発事業の工事の停止要望につきましては、開発行為許可権者である千葉県君津土木事務所に報告させていただきます。なお、本件の開発許可の正当性につきましては、千葉県君津土木事務所にご確認くださいようお願いいたしますという回答となっております。

○8番（関 巖君） ちょっと役所言葉でよく分からないけれども、要望書を出した人の回答としては、君津土木事務所に問合せなさいというような、そういう内容なのですか。

○事務局長（斉藤明博君） そうです。

○8番（関 巖君） 何かちょっと冷たいというか、不親切な。

○事務局長（斉藤明博君） 農業委員会が考えたものではないので。

○8番（関 巖君） そうですか。

○事務局長（斉藤明博君） はい。

○8番（関 巖君） 都市整備課のほう。

○事務局長（斉藤明博君） はい。

○8番（関 巖君） 都市整備課だから、ここの管轄ではない、農業委員会なのだけれども。ちょっと感想を言うと、この市民からこういうふうに要望が出されて、その回答が自分で君津土木事務所に行きなさいよというような回答をするというのは、何かちょっと不親切だなって。やっぱり市のほうから君津土木事務所に聞いて、君津土木事務所でこう、こう、こういう回答でしたって答えてあげるほうが市民に親切な対応ではないかなと。結果、そうでございますけれども、それだけです。

○事務局長（斉藤明博君） はい。

○議長（小泉勝彦君） それでは、ほかに何かご質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、県の動向がまだ分かりませんので、県あるいは上部団体のほうの動向が分かりましたら、再度審議するかどうかのご判断をいただく形で今日は終結させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは……

○8番（関 巖君） 次回も継続して審議をするということですか。

○議長（小泉勝彦君） そうですね。まだ、県段階の動向が確認できないので、県の動向が確認できたら、再審議するかどうか、皆さんにお諮りするということ。ということで、これは採決を採ったほうがいいか。いいか。

〔「採決を採り……」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 採りますか。では、今の私が言った状態にしたいと思いますので、よろしいで

しょうか。採決をしたいと思います。

今の私の、再度ということで、県の動向が確認できたら、再度審議をするということで、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

それでは、そういうことで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これにて質疑を終結いたします。

ほかに委員から何かございますか。

お願いします。

○13番（注連野千佳代君） 要望なのですけれども、例えば今のこの件もそうだし、先ほどの運営委員会案件ありましたよね、埋立ての。そのほかにも、今日もちょっと係ってきたのですけれども、〇〇のほうの。結局、残土埋立てみたいなの。大きい案件というのは時々出てきますよね。この今の農業委員のメンバー、そして事務局のメンバーも、その年度、年度でそれぞれ替わってきてしまいますよね。だから、こういう、ちょっと問題。ちょっと問題になるかもしれないような大きな案件というのは、必ずその次にも引き継いでいけるような、結局どんな話合いがそのときなされていたのか分からないと、その先の例えば委員の方なんかの意見を決めるときの参考にもならないですし、何かこううまく伝えていっていただければなと要望しますが。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（斉藤明博君） 貴重なご意見ありがとうございます。こういうことは、二度と起こしてはいけないと固く肝に銘じておりますので、複数の手段で手落ちがないようにやっていければということで、また改善案につきましては、改めてご提示をさせていただくようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○13番（注連野千佳代君） お願いします。

○議長（小泉勝彦君） はい。

ほかに何かございますか。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、今の注連野委員からお話があったように、やはり違法な行為を行っている状況は、我々農業委員がふだん気にしながら、注意しながらやはりやっていくのが基本だと思うのです。今回の場合には、もう埋立ててしまった後に、これは違法ではないかと言われても、恐らく業者としてはどこかへ逃げてしまうだろうというようなことも、今までの関連にあったと思います。そういった中で、やはり我々はどういう立場で、それらを見ていくかということを中心にきちんと自覚しながら進めていくということは、やっぱり必要になるかと思うので、ぜひとも今後また注意しながら現地の確認等も踏まえて進めていかればいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

ほかに、委員から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第30回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時45分 閉会